

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和8年4月1日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都東村山市本町2-6-5
東村山市商工会
会 長 中 村 一 彦

東京都東村山市本町1-2-3
東村山市
市 長 渡 部 尚

令和5年4月1日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制
（2）①法定経営指導員の氏名、連絡先

2 変更事項の内容

【変更前】氏 名：市川哲史・松本祐太
連絡先：東村山市商工会 TEL042-394-0511

【変更後】氏 名：市川哲史・指田英樹
連絡先：東村山市商工会 TEL042-394-0511

【変更理由】法定経営指導員である東村山市商工会所属の松本祐太が他の商工会等に人事異動したため、後任の法定経営指導員である指田英樹に変更するもの。

（備考）

- 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：市川哲史・指田英樹

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>1 現状</p> <p>(1) 地域の災害リスク</p> <p>① 震災（東村山市地域防災計画 第2編 震災編）</p> <p>東京都では、地震発生の切迫性が高い「多摩直下地震」と「東京湾北部地震」を想定した詳細な被害予測を行うと共に、平成23年の東日本大震災を契機に、「立川断層帯地震」と「元禄型関東地震」の想定も加えて被害予測を修正し（平成24年4月）、地域防災計画を修正した。また中央防災会議でも、最新の知見を踏まえて首都直下地震の想定を見直し、都区部直下や首都地域の中核都市の直下で発生するマグニチュード7クラスの地震等を想定した被害予測を行い、首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月）による首都直下地震防災対策を推進することとした。東村山市もこれらの経緯を踏まえ、東村山市地域防災計画を策定し、東京都が想定した地震のうち「多摩直下地震」（冬の18時）による被害が最も大きいと予想している。</p> <p>② 風水害（東村山市地域防災計画 第3編 風水害編、洪水ハザードマップ）</p> <p>東京都及び区市で構成される都市型水害対策連絡会では、河川や下水道の整備水準を大きく上回る想定最大規模の大雨が降った場合を想定し、地域の水害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じていただく目的で浸水予想区域図を作成している。これは、柳瀬川流域（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）及び黒目川流域（黒目川、落合川）で時間最大雨量156mm 総雨量657mm、石神井川及び白子川の流域で時間最大雨量153mm、総雨量690mmの降雨が発生した際に予想される浸水深と浸水箇所を示したものである。東村山市ではこれを基に、過去に発生した災害履歴も掲載した洪水ハザードマップを作成・公表している。</p> <p>当市には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域が11箇所（急傾斜地の崩壊危険箇所が9箇所、土石流の危険箇所が2箇所）指定されており、うち5箇所（すべて急傾斜地の崩壊危険箇所）が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらは、多摩湖町二丁目、諏訪町二丁目・三丁目、秋津町五丁目、廻田町三丁目付近に分布する。</p> <p>③ 感染症</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当市においても多くの市民の生命及び健康に大きな影響を与える恐れがある。</p> <p>(2) 商工業者の状況</p> <ul style="list-style-type: none">・商工業者等数 : 3, 433人・小規模事業者数 : 2, 460人 <p>・商工業者の立地状況については、商業系の事業者は、駅及び集合住宅に隣接する場所に多い建設業関係は市内全域に分散しているが、工業系は準工業地域に集約されている。</p>

産業大分類	商工業者数	小規模事業者数
A 農業，林業	6	6
B 漁業	0	0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	0	0
D 建設業	370	359
E 製造業	221	178
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	2
G 情報通信業	25	21
H 運輸業，郵便業	82	51
I 卸売業，小売業	818	486
J 金融業，保険業	49	35
K 不動産業，物品賃貸業	256	252
L 学術研究，専門・技術サービス業	133	114
M 宿泊業，飲食サービス業	584	379
N 生活関連サービス業，娯楽業	387	329
O 教育，学習支援業	133	91
P 医療，福祉	250	99
Q 複合サービス事業	15	5
R サービス業（他に分類されないもの）	101	53
合計	3,433	2,460

（平成 28 年経済センサスー活動調査による商工業者数、小規模事業者数）

（3）これまでの取組

①当市の取組

- ・東村山市地域防災計画の策定
- ・避難所運営連絡会の設置及び活動促進
- ・総合防災訓練、総合水防訓練等の実施
- ・東村山市洪水ハザードマップの作成
- ・東村山市防災ガイドマップの作成
- ・防災備品の備蓄
- ・東村山市公式アプリ「東村山防災 navi」、防災行政無線メール、市ホームページ、市公式ツイッター・LINE等のSNS、防災行政無線電話応答システム等による防災情報発信手段の充実

②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・東京都等の施策の周知
- ・全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- ・東村山市が実施する防災訓練への協力
- ・自然災害後の商工業者の被災状況の情報収集の取組
- ・自然災害後の商工業者の被災状況を、東村山市、東京都商工会連合会へ報告
- ・防災備品の備蓄（マスク、消毒液を含む）

2 課題

現状では、当会の緊急時の取組については、漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、正規・非正規合わせて職員が10名いるものの、当市在住者は、正規2名、非正規職員1名（令和5年1月現在）となっており、出勤時でない時の対応に即応できるかどうかの課題がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、感染症の国内感染拡大期、管内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を通常時から構築する。
- ※ その他
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

・当会での役割分担・体制を整備し、当市の協力も得ながら以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

・自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、交通麻痺時の対応として3日分の食料、飲料水の備蓄やマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策

等を提供する。

- ・自然災害発生時に、食料及び生活必需品を取り扱う、スーパーマーケット、小売店等については、極力営業を継続できるよう体制整備を依頼する。

②東村山市商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年10月に事業継続計画を作成（別紙）

③関係団体等との連携

- ・事業継続計画策定に精通した損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を巡回・窓口相談時に確認する。
- ・（仮称）東村山市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.3、震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

（2）発災後の対策

- ・自然災害時等における発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握し、当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。
- ・自然災害等の管内被害状況を役職員のSNS等を活用し状況把握した後、当会と当市で共有する。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、豪雨等による被害が発生した場合、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・当会は、大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

○大規模な被害がある

・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。

○被害がある

・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

○ほぼ被害はない

・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔を目途に被害情報等を共有する。

発災直後～：速やかに情報を共有する

発災後～1週間：1日に1回以上共有する

2週間～1ヶ月：新たな事象が判明した時点で共有する

1ヶ月以降：適時共有する

(3) 災時における指示命令系統・連絡体制

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には別紙様式「東村山市商工会・東村山市発災時における指示命令系統・連絡体制」を策定する。

・二次被害を防止するため、被災地域への活動を行うことについて決める。

・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・当会と当市が共有した情報を、東京都の指定する方法にて、当会及び当市より東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び調整課へ報告する。

・感染症流行の場合、国や東京都等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を東京都の指定する方法にて当会又は当市より東京都へ報告する。

(4) 急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）

・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

・応急時に有効な被災事業者施策（国や東京都、当市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。

・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 区内小規模事業者に対する復興支援

・東京都の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣

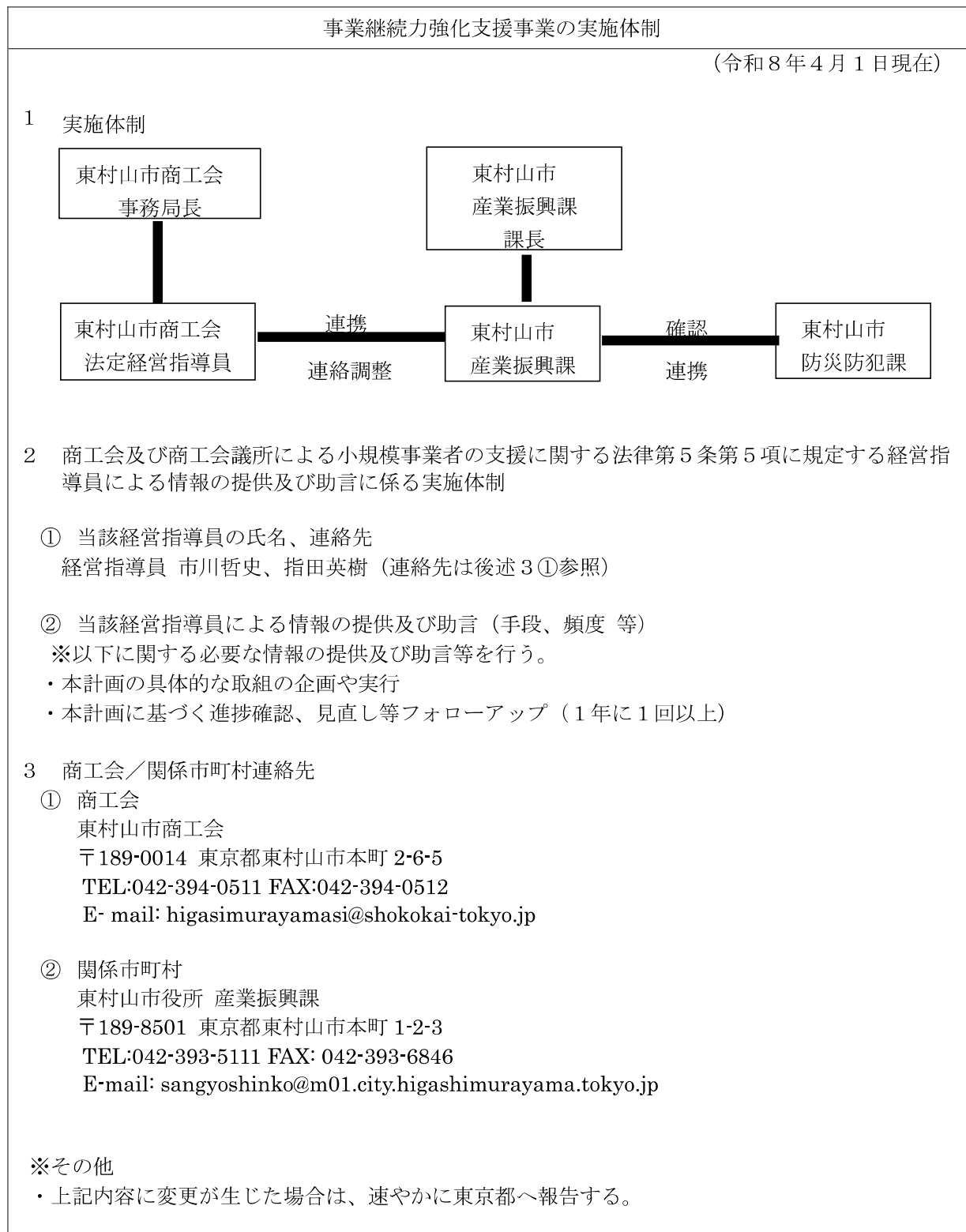
等を東京都等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ等作製費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、東京都補助金、東村山市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

